特定障害児相談支援事業　ミッテ相談支援事業所
重要事項説明書

◇ ◆　目次　◆ ◇

１．事業者・・２
２．事業所の概要・・２
３．事業所の職員体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
４．職員の職務内容・・３
５．事業所の営業日及び営業時間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
６．通常の実施地域・・３
７．指定障害児相談支援の提供方法及び内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
８．利用料金・・・５
９．サービス提供の記録・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
10．苦情の受付について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
11．賠償すべき事故が発生した場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
12．緊急の連絡先・・７

社会福祉法人千楽

ミッテ相談支援事業所

当事業所は児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者の指定を受けています

（浦安市指定　第１２７１９００２７４号）

１．事業者

事業者の名称	社会福祉法人千楽
法人所在地	千葉県浦安市東野１丁目７番５号
代表者氏名	理事長　岸田　宏司
電話番号・FAX 番号	電話　０４７－３０５－１９８８　FAX　０４７－３０５－１９８９

２．事業所の概要

事業所の名称	ミッテ相談支援事業所
事業所の所在地	千葉県浦安市東野１丁目９番３号 東野パティオ３階
電話番号FAX 番号	電話　０４７－３９０－７７００
メールアドレス	mitte@chiraku.com
管理者氏名	管理者　長澤順子
事業の目的・運営方針	（１）指定障害児相談支援は、利用者又は障がい児の保護者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者の立場に立ちながら、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように配慮するとともに、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援・教育等のサービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。 （２）指定障害児相談支援は、利用者に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障がい福祉サービスを行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行います。 （３）市及び障がい福祉サービス事業を行う者との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めるとともに、民間相談支援事業所の設立・運営に対する支援等を行います。 （４）自ら提供している相談支援の評価を行い、常にその改善を図ります。 （５）関係法令等を遵守します。
開　設　年　月　日	令和５年４月１日

３．事業所の職員体制

職　　種	指定基準	常勤換算
管　　理　　者	１名	―
相 談 支 援 専 門 員	１名	１名以上

※職員の配置については、厚生労働省の指定基準を順守しています。ただし、指定基準を下回らない範囲で変動することがあります。
※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（週 40 時間）で除した数です。

４．職員の職務内容

職種	職務内容
管理者	従業者の管理、指定障害児相談支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。また、従業者に関係法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。
相談支援専門員	【基本相談支援】障害児・障害者等からの相談に応じ、情報の提供等を行い、市や障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行います。 【障害児支援利用計画の作成】障害福祉サービス等の支給決定等の申請に係る障害児支援利用計画の原案を作成します。また、支給決定等が行われた後に、関係者との連絡調整を行い、障害児支援利用計画の作成を行います。 【モニタリング】支給決定等の有効期間内において、利用者が継続して障害福祉サービス等を適切に利用することができるよう、障害児支援利用計画が適切であるかどうかにつき、見直しを行います。また、見直しの結果に基づき、障害児支援利用計画を変更するとともに、関係者との連絡調整又は新たな支給決定等に係る申請の勧奨を行います。

５．事業所の営業日及び営業時間

営業日	月 ～ 金曜日（ただし、祝日、12 月 29 日～1 月 3 日を除く）
営業時間	午前９時　～ 午後５時
サービス提供時間	午前９時　～ 午後５時

６．通常の実施地域

浦安市全域

７．指定障害児相談支援の提供方法及び内容

（１） 利用の申し込みがあったときは、障がいの特性に応じた適切な配慮をしつつ、利用申込者に対し、運営規定の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書（この「重要事項説明書」）を交付して説明を行い、障害児相談支援の提供の開始について同意を得ます。また、書面の交付を行う場合は、利用者の障がいの特性に応じた適切な配慮をします。サービスの提供にあたっては、利用者等の立場に立って懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービス提供方法等について理解しやすいように説明します。

（２）障害児支援利用計画を作成します。

【計画作成までの流れ】

利用者の日常生活全般を支援する観点から、利用者によるサービスの選択に資するよう、地域における指定障害福祉サービス事業者、指定一般相談支援事業者に加え、地域住民による自発的な活動によるサービス等も含めて、そのサービスの内容、利用料等の情報を適正に提供します。

↓

利用者及びその家族に面接して、利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等を確認し、利用者の希望する生活や利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等の把握を行います。

↓

把握した課題等に対応するための最も適切な福祉サービス等の組合せについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類等を記載した障害児支援利用計画の原案を作成し、利用者に交付します。

↓

支給決定等が行われた後に、支給決定等の内容を踏まえて変更を行った障害児支援利用計画の原案に位置付けた福祉サービス等の担当者を招集してサービス担当者会議を開催し、計画の原案の内容を説明するとともに、担当者から、専門的な見地からの意見を求めます。

↓

担当者から専門的な見地からの意見を求めた障害児支援利用計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、障害児支援利用計画を完成し、利用者及び福祉サービス等の担当者に交付します。

（３）障害児支援利用計画のモニタリングを実施します。

計画の実施状況の把握及び計画の変更等	利用者及びその家族、福祉サービス等の事業者との連絡を継続的に行いつつ、作成した障害児支援利用計画の実施状況を把握し、必要に応じて計画の変更、関係者との調整を行います。また、新たな支給決定等が必要であると認められる場合には、利用者に対し、支給決定等に係る申請の勧奨を行います。

８．利用料金（令和 6 年 3 月 15 日こども家庭庁告示第 3 号改正現在）浦安市は「3 給地」として単位数に 10.90 を乗じます。

■障害児支援利用援助費（Ⅰ）（計画作成）	1,766 単位×10.9 円＝19,249 円
■継続障害児支援利用援助費（Ⅰ）（モニタリング）	1,448 単位×10.9 円＝15,783 円
■利用者負担上限額管理加算	150 単位×10.9 円＝ 1,635 円
その他、上記に追加して加算される項目があります。この書面では記載していません。追加して加算される項目に該当する場合は、利用者に対し事前に説明し、許可を得ます。	

【令和 7 年 12 月現在】

① サービス利用料金

指定障害児相談支援に関する利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、市町村から障害児相談支援に係る給付費を受領する場合（法定代理受領）は、利用者の自己負担はありません。

事業者が障害児相談支援に係る給付費の代理受領を行わない場合は、上記の金額をお支払いいただきます。この場合、利用者に「サービス提供証明書」を交付します。（「サービス提供証明書」と「領収書」を添えてお住まいの市区町村に申請すると障害児相談支援給付費が支給されます。）

② 交通費

通常の事業実施地域外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。なお、事業所の自動車を利用した場合の交通費は、事業所から居宅までの走行距離にガソリン代として２５円／ｋｍを掛けた額を徴収します。

③利用料金のお支払い方法

前記②の費用は、１か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月末日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

ア．窓口での現金支払
イ．下記指定口座への振り込み
ゆうちょ銀行　記号番号：１０５９０－３８２８９７９１
口座名：社会福祉法人 千楽
ウ．金融機関口座からの自動引き落とし
ご利用できる金融機関：ゆうちょ銀行

９．サービス提供の記録

本事業所では、指定障害児相談支援の提供に関する記録を整備し、サービス提供日から５年間保存しております。また、利用者が他の相談支援事業所の利用を希望する場合、その他申出があった場合には、直近の障害児支援利用計画及びその実施状況に関する書類を交付します。

【本事業所にて保存している記録】

・福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整に関する記録
・個々の利用者ごとに次の事項を記載した相談支援台帳
　障害児支援利用計画案及び障害児支援利用計画
　アセスメントの記録
　サービス担当者会議等の記録
　モニタリングの結果の記録
・関係機関からの情報提供に関する資料
・契約書
・重要事項説明書
・利用者負担に関する関係書類
・利用者に関する市への通知に係る記録
・利用者からの苦情の内容等の記録
・事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

10. 苦情の受付について

（１）当事業所における苦情の受付

〇苦情受付窓口

苦情解決責任者：長澤順子（管理者）

電話：０４７－３９０－７７００　　FAX：０４７－３９０－７７０１

（２）行政機関その他苦情受付機関

■浦安市障がい事業課	所 在 地　千葉県浦安市猫実１丁目１番１号 電話番号　０４７－７１２－６３９７
■千葉県運営適正化委員会	所 在 地　千葉県千葉市中央区千葉港４番５号 千葉県社会福祉センター内 電話番号　０４３－２４６－０２９４ FAX 番号　０４３－２４６－０２９８

11. 当事業所が利用者に賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

12. 緊急の連絡先

緊急時に必要な処置を講じる場合は、下記のご家族様等へ速やかにご連絡しますので、記載をお願い致します。

氏名		氏名	
住所		住所	
電話番号	（自宅） （携帯・職場）	電話番号	（自宅） （携帯・職場）
続柄等		続柄等	

年　　月　　日

指定障害児相談支援の提供にあたり、本書面に基づいて、重要な事項の説明を行いました。

事業者

＜事 業 所 名＞　ミッテ相談支援事業所

＜住　　所＞千葉県浦安市東野１丁目７番５号

＜説明者氏名＞＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

私は、本書面に基づいて事業者から指定障害児相談支援の提供にあたり、重要事項の説明を受け、同意しました。

利用者

＜氏　　名＞＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

＜住　　所＞＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（代理人）

＜氏　　名＞＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

＜住　　所＞＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＜続　　柄＞＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（別紙）

個人情報使用同意書

私及びその家族の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することを同意します。

記

１．使用する目的

事業者が、指定障害児相談支援の提供にあたり、障害福祉サービス等を円滑に実施するために行うサービス担当者会議等において必要な場合。

２．使用にあたっての条件

個人情報の提供は、１．に記載する目的の範囲内で必要最小限に留め、情報提供の際には関係者以外には決して漏れることのないよう細心の注意を払うこと。

３．個人情報の内容

・氏名、住所、健康状態、病歴、家庭状況等事業者が相談支援を行うために最低限必要な利用者や家族個人に関する情報。
・認定調査票、主治医意見書、障害支援区分認定審査会における判定結果の意見（認定結果通知書）
・その他の情報

※「個人情報」とは、利用者個人及び家族に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいいます。

以上

年　　月　　日

（あて先）ミッテ相談支援事業所　　管理者　　長澤　順子

利用者

＜氏　　名＞＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

＜住　　所＞＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（代理人）

＜氏　　名＞＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

＜住　　所＞＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＜続　　柄＞＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿